

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 船舶処分外業務（オープンカウンタ方式）
- 2 施 行 場 所 三重県桑名市長島町十日外面136 揖斐川・長良川総合管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年8月29日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 下記に掲げる条件を満たしていること。
・機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、業種区分「船舶」の認定を受けており、かつ、営業品目「船舶」の認定を受けていること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令 和 7 年 5 月 22 日 12:00 まで**
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 **令 和 7 年 5 月 15 日 12:00 まで**
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年5月23日 12:00 まで**とします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

船舶処分外業務

仕様書

令和7年5月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「船舶処分外業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 業務の概要

本業務は、揖斐川・長良川総合管理所の船舶(なぎさ)の処分及び廃船手続きを行うものである。

1-3 業務場所

三重県桑名市長島町十日外面136 揖斐川・長良川総合管理所

1-4 履行期間

契約締結の翌日から令和7年8月29日

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

設備名	履行範囲	数量
船舶（なぎさ）	産業廃棄物処分（船外機含む）、運搬、廃船手続き	1式

2-2 提出書類

本業務における提出書類は、次のとおりとする。

- ・履行報告書（履行写真を含む） 1部
- ・マニフェスト 1部

2-3 設計変更

本業務の内容に変更が生じた場合は、発注者との協議に基づき設計変更並びに請負代金額を変更できるものとする。

2-4 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第2章 処分等

第1節 船舶の主要仕様

本業務対象船舶の主要仕様は、次のとおりである。

なお、詳細については別紙1の船舶検査証書、船舶検査手帳によるものとする。

船種・船名	汽船・なぎさ
船質	F R P
船舶番号	第240-57722号
船籍港又は定係港	三重県桑名市
総トン数	1.01トン
長さ	6.30m
幅	1.38m
深さ	0.53m
最大搭載人員	8人
製造者名	オオハシ造船所
機関の種類	船外機
船外機型式	ヤマハ 6AH
船外機出力	20ps

- ・船体の燃料タンク内は、空にした状態で受注者へ引渡すものとする。
- ・船外機は、船体から取り外した状態で受注者へ引渡すものとし、内部のエンジンオイル等は、残存したままの状態とする。

第2節 処分

2-1 処分方法

産業廃棄物処理業者により、適切に処分するものとし、処理後、マニフェストを提出するものとする。

2-2 引渡し場所

船舶の引渡しは、揖斐川・長良川総合管理所内とする。

なお、詳細は別紙2によるものとする。

2-3 引渡し日

引渡し日は、担当者と調整の上で決定するものとする。

2-4 運搬

船舶の運搬については、管理所内に陸揚げし保管しているため、搬出用機械及び運搬車等は、受注者の費用負担及び責任において行うものとする。

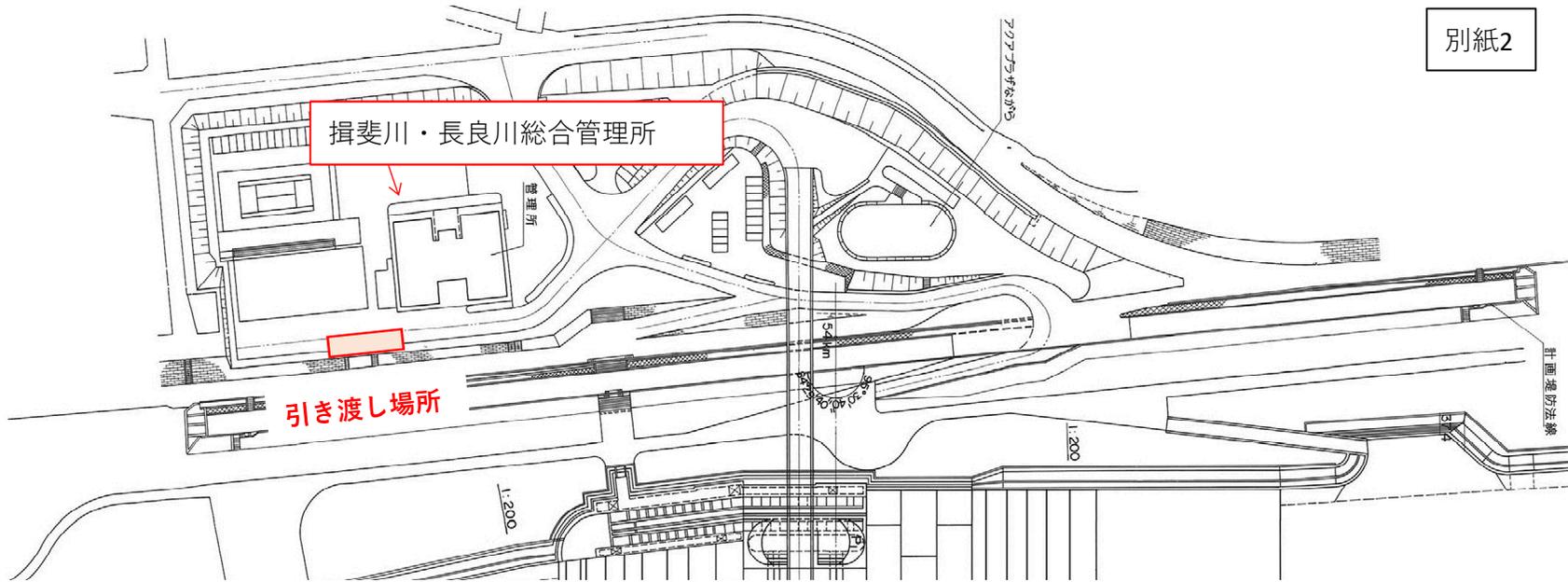
第3節 廃船手続き

廃船手続きについては、日本小型船舶検査機構に対し、当該船舶の返納（廃船）等の次の手続きを行うものとする。

- ・抹消登録申請書
- ・解体（解撤）証明書、推進機関撤去証明書
- ・返納（廃船）届

以 上

別紙2



船体写真



船外機写真



船舶検査証書

別紙1

第2-736号

船種及び船名 汽船 なぎき	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第240-57722号	船籍港又は定係港 三重県桑名市
総トン数又は船舶の長さ 0.1トン (6.30メートル)	用途 巡視艇	船舶所有者 独立行政法人水資源機構 船舶借入人 長良川河口堰管理所
航行区域又は従業制限 内海航行に従事する船舶にあつては、その旨	平水区域	
最大乗員数	旅客	0人
	船員	1人
	その他の乗船者	7人
	計	8人
制限汽圧	—	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	令和10年 6月29日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 4年 6月21日 (長羽)		
日本小型船舶検査機構		

船名

登録済み

更新

船	船質	FRP	調査済票の番号	第240-57722号	
	主要目	長さ(L)	6.30 m	船の長さ(L)	6.30 m
		幅(B)	1.38 m	船の幅(B)	1.38 m
		深さ(D)	0.56 m	船の深さ(D)	0.56 m
	全長	7m以上 12m未満	総トン数	1.00 t	
機	製造者名	オオハシ造船所			
	製造者型式	不詳	製造番号		
	予備検査番号	船体識別番号 MLIT0144830B			
関	機関の種類	船外機	製造者名	ヤマハ発動機(株)	
	製造者型式	6AH	製造番号	1009676	
	予備検査番号	主 機			
	連続最大出力	14.70 kW	20.0 PS	連続最大回転数	6000 rpm
機	機関の種類		製造者名		
	製造者型式		製造番号		
	予備検査番号	主 機			
	連続最大出力		PS	連続最大回転数	rpm
軸	機関の種類		製造者名		
	製造者型式		製造番号		
	予備検査番号	主 機			
	連続最大出力		PS	連続最大回転数	rpm
系	プロペラ軸	材料	鋼		
	中間軸	材料	鋼		
法第4条の船舶関係情報		不要			

船舶検査済票の番号 第240-57722号

船舶検査手帳

令和 4年 6月21日 交付

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 4年 3月29日から 令和 4年 6月29日まで	第4回 定期検査		令和 4年 6月21日 鳥羽支部 
令和 7年 3月29日から 令和 7年 9月29日まで	第一種 中間検査		

(2) 無線電信等の〇の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成16年 6月21日 新適 進水年月 昭和50年 1月
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号1009676の船外機
 - (ロ) 連続最大出力14.70kw (20.0PS) 以下 (質量56.7kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月 (合格月が表示されていないものにあつては、機構が確認した合格月) から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年5月12日に交付された船舶処分外業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。